

～ 千葉県からのお知らせ ～ 浄化槽の水質検査(法定検査)の受検について

皆様が使用し管理されている浄化槽は、毎日の生活から出る汚水を浄化し、きれいな水にして放流するための装置です。

放流された水は、道路側溝や水路などを経て、川や沼・海に流れていきます。

これらの公共用水域の水質を保全するためには、浄化槽を正しく設置し、維持管理することが大変重要です。

このため、浄化槽法では、浄化槽の設置工事や保守点検・清掃が適正に行われ、浄化槽が正常な機能を発揮しているかどうかを公的に検査することを規定し、浄化槽を管理する方に対して、知事が指定する機関による「設置後の検査(7条検査)」と「毎年1回の定期検査(11条検査)」(総称して「法定検査」)を受けることを義務付けています。

浄化槽にとって、保守点検・清掃は日常の健康管理、法定検査は健康診断に当たるものです。法定検査の趣旨や重要性をご理解の上、必ず受検していただきますようお願いいたします。

なお、法定検査を受けない場合には、県から指導、勧告等を行うことがあります。

法定検査の内容

※ 詳細は裏面を参照してください。

① 設置後の検査(7条検査)

浄化槽を設置し、使用開始後3か月を経過した日から5か月以内に、設置工事が適正に行われ、浄化槽が正常な機能を発揮しているかどうかを検査します。

② 定期検査(11条検査)

浄化槽の保守点検・清掃が適正に行われ、浄化槽の機能が正常に維持されているかどうかを、毎年1回定期的に検査します。

法定検査の実施機関

※ 法定検査は、浄化槽管理者からの依頼により行われます。

社団法人千葉県浄化槽検査センター(千葉県知事指定検査機関)

〒260-0024 千葉市中央区中央港1-11-1

電話 043-246-6283 FAX 043-246-6231

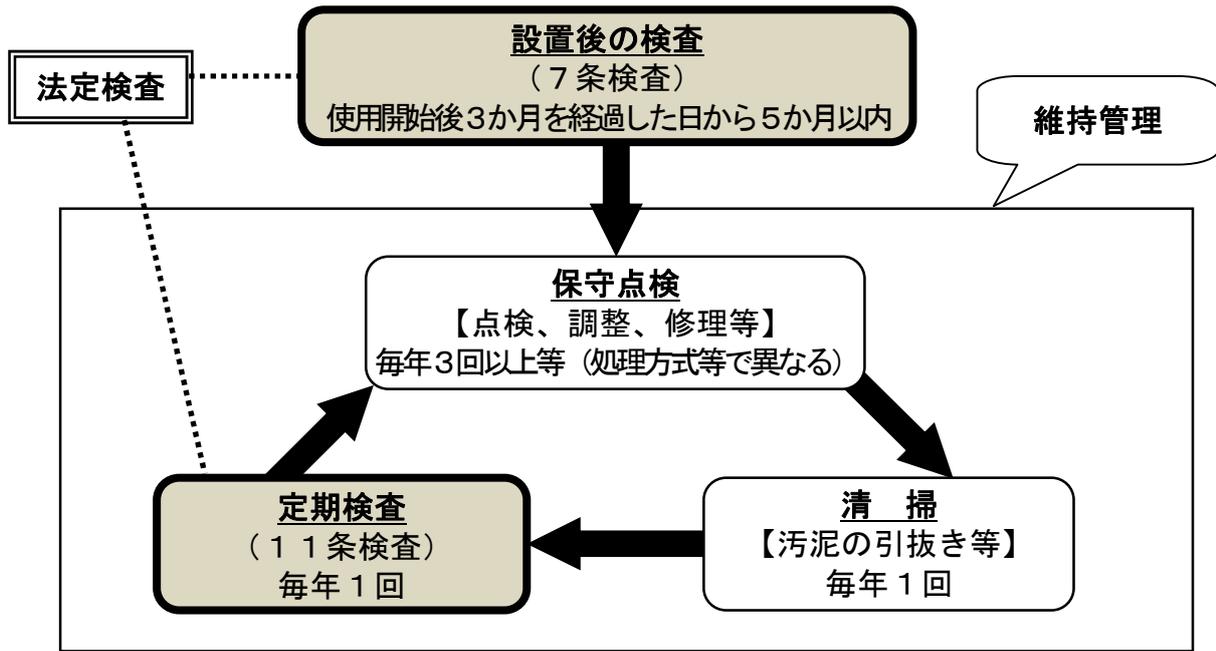


千葉県 環境生活部水質保全課 水質指導室浄化槽班

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

電話 043-223-3813 FAX 043-222-5991

★ 浄化槽を適正に管理するための流れ



★ 検査項目

	設置後の検査 (7条検査)	定期検査 (11条検査)
外観検査	①設置状況、②設備の稼働状況、 ③水の流れ方の状況、④使用の状況、 ⑤悪臭の発生状況、⑥消毒の実施状況、 ⑦か・はえ等の発生状況	①設置状況、②設備の稼働状況、 ③水の流れ方の状況、④使用の状況、 ⑤悪臭の発生状況、⑥消毒の実施状況、 ⑦か・はえ等の発生状況
水質検査	①水素イオン濃度(pH)、②汚泥沈殿率(SV)、 ③溶存酸素量(DO)、④透視度、 ⑤塩化物イオン濃度、⑥残留塩素濃度、 ⑦生物化学的酸素要求量(BOD)	①水素イオン濃度(pH)、 ②溶存酸素量(DO)、③透視度、 ④残留塩素濃度、 ⑤生物化学的酸素要求量(BOD)
書類検査	①設置届出書等、②保守点検記録 など	①保守点検記録、②清掃記録 など

(注) 表中の検査項目の中から所定の項目を実施

★ 検査手数料

区分 規模	設置後の検査 (7条検査)	定期検査 (11条検査)	
	合併処理浄化槽	単独処理浄化槽	合併処理浄化槽
10人槽以下	10,000円	5,000円	5,000円
11~20人槽	14,000円	8,000円	10,000円
21~50人槽	15,000円	9,000円	11,000円
51~100人槽	18,000円	12,000円	14,000円
101~300人槽	20,000円	14,000円	16,000円
301~500人槽	22,000円	16,000円	18,000円
501人槽以上	26,000円	20,000円	22,000円